情報通信審議会議事規則の一部改正(案)

情報通信審議会決定第十三号平成二十五年一月十八日

決定第一号)の一部を次のように改正する。情報通信審議会議事規則(平成十三年一月十七日情報通信審議会

の増進、社会・地域貢献基金」を「郵政事業」に改める。 別記三第二項中「郵便事業、郵便局の活用による地域住民の利便

附則

この規則は、平成二十五年一月十八日から施行する。

○情報通信審議会議事規則(平成十三年一月十七日情報通信審議会決定第一号)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案 盟

四記川

郵政政策部会の示掌等は、炊のとおりとする。

T 委員等

会長の指名する委員、臨時委員及び専門委員

22 下掌

る調査審議審議会の所掌する事項のうち、郵政事業及び郵便認証司に関す

β 車決事項

いては、この限りではない。審議会の決議とする。ただし、会長が特に重要と認める事項につ前項の調査審議に係る決議については、当部会の決議をもって

4 委員会

- 主査を長とする委員会を置くことができる。一 部会長は、部会の審議すべき事項を分割して調査するため、
- 項は、部会長が定める。二 委員会の構成、議事の手続、その他その運営に関し必要な事

巴智川

郵政政策部会の所掌等は、次のとおりとする。

会長の指名する委員、臨時委員及び専門委員1 委員等

する調査審議地域住民の利便の増進、社会・地域貢献基金及び郵便認証司に関審議会の所掌する事項のうち、郵便事業、郵便局の活用による

 $\widehat{\mathbb{T}}$

3 専決事項

いては、この限りではない。審議会の決議とする。ただし、会長が特に重要と認める事項につ前項の調査審議に係る決議については、当部会の決議をもって

- 4 委員会
 - 主査を長とする委員会を置くことができる。一 部会長は、部会の審議すべき事項を分割して調査するため、
- 項は、部会長が定める。二一委員会の構成、議事の手続、その他その運営に関し必要な事

○郵政民営化法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成二十四年七月二十五日公布、平成二十四年十 月一日施行)による総務省組織令(平成十二年政令第二百四十六号)の一部改正の新旧対照条文(抄)

(を見り りをよんここりを)

	(後線の 部分 は 改 工 部 分)
改正後 (開行)	松 旧汇
(神報通信審議会)	(青報通信審議会)
第百二十四条 情報通信審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。	第百二十四条 情報通信審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 総務大臣の諮問に応じて次に掲げる重要事項を調査審議す	一 総務大臣の諮問に応じて次に掲げる重要事項を調査審議す
10 × 1 → 1°	必り力。
イ 情報の電磁的流通及び電波の利用に関する政策に関する重	イ 情報の電磁的流通及び電波の利用に関する政策に関する重
斯 ····································	要 事 饵
ロ	ロ 郵便事業、郵便局の活用による地域住民の利便の増進、社
	会・地域貢献基金及び郵便認証司に関する重要事項
二 前号イに掲げる重要事項に関し、総務大臣に意見を述べるこ	二 前号イに掲げる重要事項に関し、総務大臣に意見を述べるこ
حِي°	ڪي°
三 第一号ロに掲げる重要事項に関し、関係各大臣に意見を述べ	三 第一号ロに掲げる重要事項に関し、関係各大臣に意見を述べ
め Ŋ → Ŋ °	必り力。
2 前項に定めるもののほか、情報通信審議会に関し必要な事項に	2 前項に定めるもののほか、情報通信審議会に関し必要な事項に
ついては、情報通信審議会令(平成十二年政令第二百七十一号)	ついては、情報通信審議会令(平成十二年政令第二百七十一号)
の定めるところによる。	の街めるところによる。